

鳥取県告示第664号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

新生公立大学設立準備室の旅費（旅行命令簿によるものに限る。）に係る支出負担行為の確認及び支出に関する事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部新生公立大学設立準備室

副主幹 福本 哲也

3 委任期間

平成22年11月2日から平成23年3月31日まで